三洋工具株式会社、三和ロボティクス株式会社、株式会社しなの工業、株式会社タカモリ、多摩川航空電装機器株式会社、多摩川精機株式会社、多摩川テクノクリエイション株式会社、多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社、多摩川マイクロテップ株式会社、株式会社ティーエー・システム、有限会社野中製作所、株式会社浜島精機、株式会社林精機、株式会社ピーエーイー、株式会社マルヒ、株式会社丸宝計器、有限会社森脇精機、有限会社矢崎製作所、有限会社ユーズテック、株式会社ヨシカズ、アイティーオー株式会社、株式会社オリオン工具製作所、株式会社桜井製作所、庄田鉄工株式会社、富士工業株式会社、株式会社平安コーポレーション、マシン・テック・ヤマシタ有限会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社八十二銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三重銀行、株式会社百五銀行、株式会社長野銀行、株式会社愛知銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社中京銀行、株式会社第三銀行、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、浜松信用金庫、岐阜信用金庫、大垣信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、中日信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、国立大学法人名古屋大学及び中部国際空港株式会社

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　工場等新増設促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第七十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百三十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の名称　グリーンアジア国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第七十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百二十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　先導的な地域医療の活性化（ライフイノベーション）総合特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　徳島県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第七十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百四十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　九州アジア観光アイランド総合特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　福岡県、福岡市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに一般社団法人九州観光推進機構

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○復興庁告示第二十八号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の規定に基づき、復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件（平成二十四年復興庁告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月九日から適用する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表第一（第一条関係）の財務省の項を削り、同表の文部科学省の項を次のように改める。

文部科学省	文部科学本省	研究開発推進費

別表第一（第一条関係）の厚生労働省の項及び国土交通省の項を削り、同表の防衛省の項を次のように改める。

防衛省	防衛本省	武器車両等整備費
		航空機整備費
		研究開発費

別表第二（第三条関係）を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

東日本大震災復興特別会計　歳出予算

所管	組織	項
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費
		原子力災害復興再生支援事業費のうち
		長期避難者生活拠点形成交付金
		福島定住等緊急支援交付金
		福島再生加速化交付金
		地域活性化等復興政策費のうち
		原子力施設等防災対策等交付金
		生活基盤行政復興事業費のうち
		消防防災施設災害復旧費補助金
		教育・科学技術等復興政策費のうち
		私立大学等経常費補助金
		私立高等学校等経常費助成費補助金
		国宝重要文化財等保存整備費補助金
		東日本大震災復興国立大学法人施設整備費
		社会保障等復興事業費のうち
		保健衛生施設等災害復旧費補助金
		社会福祉施設等災害復旧費補助金
		農林水産業復興政策費のうち
		農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
		農林水産業復興事業費